

令和6年度

いじめ防止基本方針

江戸川区立平井東小学校

校長 大辻 隆夫

いじめは人の心を深く傷つけ、人権を侵害する決して許されない行為である。そして本校を含めたどの学校、どの学級においても起こりうる問題である。一人一人の子供はかけがえのない存在であり、その生命や心身の安全がおびやかされるような事態は絶対にあってはならない。

本校では、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下、「法」という)第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日 文部科学大臣決定)、「豊かな心をはぐくむためによくいじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム」(平成26年3月 江戸川区)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために『江戸川区立平井東小学校いじめ防止基本方針』を策定する。

この基本方針の策定を機に、本校のすべての教職員は、改めていじめにかかわる問題の重要性を認識し、子供の生命や心身の安全を絶対を守ることを強く決意する。そして、教職員一丸となって誠実に教育活動を進め、いじめ防止を徹底する。



1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条 による）

(2) いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題への対策を江戸川区教育委員会と平井東小学校が主体的かつ相互に連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で児童の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ随時内容の見直しを行うものとする。

(3) いじめの防止に向けた基本方針

- 子供の心に寄り添い、児童理解を深める。
- 望ましい人間関係をはぐくむことができるよう、学級経営を充実する。
- すべての教職員が一体となり、学校の組織力を活かした取り組みを進める。
- いじめの早期発見・早期対応を徹底する。

2 いじめの防止等のために実施する施策

(1) 「江戸川区立平井東小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「豊かな心をはぐくむためによくいじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム」(平成26年3月 江戸川区)に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。構成メンバーは、校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・生活指導部・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラーとし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。(ケースによって、該当学年及び担任が入る。)

いじめ問題が複雑化・多様化し、学校だけでは対応しきれない場合には、「学校サポートチーム」

を設置し、関係諸機関と連携して実効的な取組を行う。構成員は、校長・副校長・主幹教諭・PTA役員・学校評議員・民生児童委員・保護司・子ども家庭支援センター職員・児童相談所児童福祉士・警察職員（スクールサポーター）等とする。

3 いじめの防止等のための教職員の姿勢

(1) 子供の心に寄り添い、児童理解を深める。

①子供のありのままを受け止める

一人一人の子供は、世界に一人しかいないかけがえのない存在であることを心に刻み、教職員の経験や価値観を基準にして子供の言動を決めつけず、その時のありのままの子供を受け止める。

②子供との信頼関係を深める

子供の話を、先入観をもたずに傾聴し共感的に受け止め、子供の言動の背景にあるその子の気持ちや感情を理解する。

③子供の小さなサインをとらえる

子供の日々の様子や表情、言動などに注意深く目を向け、子供の小さな変化、小さなサインをとらえる。

(2) 望ましい人間関係をはぐくむことができるよう、学級経営を充実する。

①自分のよさや相手のよさを実感させる

子供の努力する姿勢や思いやりのある言動などを認め、自己肯定感、自己有用感を高める。また、友達と意見を交換したり、共通の目標に取り組む機会をつくったりして、自分も友達も大切にするという経験を積ませるとともに、学級への所属感を高める。

②好ましい人間関係を育てる

友達へのよりよい言葉かけや率直に自分の気持ちや考えを表現する言葉、態度などを具体的に教えていく。また、教師自身の言動が子どもたちにどのように受け止められているかを常に客観的にふり返り、誠実かつ公平に子供に接していく。

③生きる意味を考え、生きる喜びを実感させる

日々のさまざまな教育活動を通して、子供たちに「人は何のために生きているのか」「友達を思いやるとはどういうことか」などについて考えさせ、人の喜びに共感したり、人の悲しみを受け止めたりする指導を通して、生きる意味を考える指導を進める。

④いじめ防止に向けた学習を進める

いじめは人の心を深く傷つけ、人権を侵害し、ときには生命や心身の安全をおびやかすような問題であり、人として決して許されない行為であることを子供たちに理解させる。

(3) すべての教職員が一体となり、学校の組織力を活かした取り組みを進める。

①いじめ防止に向けた体制を整備する

いじめ防止対策委員会を設置し、各教職員の役割を明確にして、いじめの兆候の発見、万一いじめの兆候が見られたら迅速かつ組織的な対応を進める。また、スクールカウンセラーを活用し、児童理解を深め、個別の対応を適切に進める。

②教職員が緊張感、危機意識を強く持ち、教職員集団の姿勢を子供たちに示す

教職員はいじめを起こさせない、いじめの兆候を見逃さない、という強い緊張感、危機意識をもって未然防止などの取り組みを進める。また、教職員の姿勢を子供たちは見ていることを自覚し、教職員集団が一体となって指導を進める。

③保護者、地域の方々、関係機関との連携を深める

日頃から保護者との連携を密にし、相談に丁寧に対応して一緒に対応策を考えるなどする。また、いじめをはじめとする子供たちの健全育成についてどのような姿勢で取り組んでいるのかを保護者、地域の方々に積極的に発信する。さらに、教育委員会をはじめ関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を進める。

(4) いじめの早期発見・早期対応を徹底する

①あらゆる方法でいじめの兆候をとらえる

一人一人の子供の様子や周囲の子供たちとの関係、集団の様子を把握し、教職員間で情報を共有する。また、定期的にいじめの実態を把握するためのアンケート調査を行ったり、必要に応じて面談を行ったりする。なお、その際にはアンケート調査などが心の負担になる子供もいることを十分に考慮し、調査内容を十分検討するとともに、実施後はより一層一人一人の子供の様子に注意する。

②いじめを絶対に許さないことを示す

いじめの兆候が見られたら、速やかに事実関係を明確にし、子供同士の謝罪や保護者への説明などを実施する。同時にすべての教職員は子供たちに「学校全体がこのいじめを絶対に許さず注視し続ける」ということを明確に示し、いじめにかかわっている子が二度といじめをできないような環境を整え指導する。

③いじめを傍観することは、いじめと同じであることを理解させる

周囲の子供たちがいじめを傍観することによりいじめの深刻化、潜在化が進む可能性があることから、いじめを傍観すること自体がいじめと同じことであることを指導する。また、いじめの兆候を発見したら速やかに教職員や保護者に伝えること、報告した子についてもすべての教職員で守っていくことを伝える。

④いじめを受けている子供を絶対に守る

いじめを受けている子供が見つかったら「あなたのことをすべての先生が絶対に守る」ということを伝え、保護者とも連携し二度といじめを起こさせない体制を整え実行する。また、スクールカウンセラーなどとも連携し、子供の心の痛みに寄り添い、心のケアに当たる。

⑤ねばり強く指導する

いじめは潜在化、固定化し長期にわたって継続すること、また教職員の気付かないところで深刻化する可能性があることから、継続して指導を続ける。また、場合によっては専門家の助言を受け、再発防止策を講じる。

4 いじめの防止等に向けた具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

①心の教育の充実

- ・人間尊重の精神をもとに、全教科において道徳教育との関連を踏まえた指導を心がける。
- ・「生命の尊さ」の内容項目（D（17））を道徳の年間指導計画に位置付けるとともに、他者を大切にすることを学年の発達段階等に応じて指導内容を工夫し実施する。（学校公開において公開する。）
- ・すべての児童に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童一人一人に自信をもたせ、自己有用感を高める。

②児童会活動の活性化

「いじめ防止月間」を11月に設定し、代表委員会が主体となっていじめを防止する取組（例：なかよし集会）が実践できるよう指導、支援をする。

③学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高める。

④いじめ防止研修の実施

いじめ防止対策委員会を中心に校内研修を年に3回企画し、実施する。

⑤スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童のケアができるようにする。

⑥保護者への意識啓発

年度始めの保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者会ごとに学級の児童の様子を報告し、実情の把握を促す。「学校だより」でも随時、情報や学校の指導方針を伝える。

(2) いじめの対応に関すること

①いじめを受けた児童を最優先

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

②迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

③関係機関との連携

子ども家庭支援センター等の相談機関と連携して対応にあたる。いじめを行った児童について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

5 重大事態への対処

○重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

○重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

○調査の趣旨

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

○調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。